



2 足総副ガ収第 1 9 号
令和 2 年 6 月 1 0 日

足立区監査委員 様

足立区長 近藤 やよい

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書の
意見・要望事項に対する措置事項について（回答）

令和 2 年 3 月 2 6 日付 3 1 足監発第 1 8 1 2 号により提出された令和元年度財政援助団体等監査結果報告書の意見・要望事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき通知いたします。

記

- 1 指摘事項
特になし
- 2 意見・要望事項
契約事務における検査について
一般財団法人足立区観光交流協会、産業振興課
- 3 措置内容
別紙「令和元年度 財政援助団体等監査結果報告・措置事項」のとおり

【担当】

ガバナンス担当部ガバナンス担当課
内線 1 3 5 1

令和元年度 財政援助団体等監査結果報告・措置事項

(2) 意見・要望事項

意見・要望事項	措置事項
<p>ア 契約事務における検査について</p> <p>区は、一般財団法人足立区観光交流協会（以下「観光交流協会」という。）に対して、「一般財団法人足立区観光交流協会に対する足立区補助金交付要綱」に基づき、管理運営費及び事業費を補助金として交付している。</p> <p>観光交流協会を監査したところ、一般財団法人足立区観光交流協会契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）の「検査」の規定に則った事務処理がなされているか確認できる書面がなかった。</p> <p>契約事務規程の第5章 検査は、次の条文のとおり規定されている。</p> <p>（検査）</p> <p>第15条 契約の履行を確認するため、必要な検査を行わなければならない。</p> <p>2 前項の検査を実施するため、事務局に検査員を置く。</p> <p>3 検査員は、事務局長が命ずる。</p> <p>（検査員の職務）</p> <p>第16条 検査員は、契約についての給付の完了の確認につき、契約書に基づき当該給付の内容について検査を行わなければならない。</p> <p>ところで観光交流協会は、平成30年度から独自の会計システムを導入して会計処理を行っているが、契約における金銭の支出に伴う支出伺書を初めとした全ての関係書類に検査員の押印及び検査月</p>	<p>ア 契約事務における検査について</p> <p>今回の意見・要望を受け、契約事務規程及び一般財団法人足立区観光交流協会契約事務取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）を改正し、事務局長が命ずる検査員について次のとおり明記しました。</p> <p>（検査員）</p> <p>第5条 規程第17条第3号に定める検査員は、総務課長が務めるものとする。</p> <p>2 前項に関わらず、総務課職員が請求した契約に係る検査員は、観光デザイン課長又は観光イベント課長が務めるものとする。</p> <p>また、会計システムを改修し、支出伺書の決裁欄に「検査年月日」及び「検査員の押印」欄を追加しました。</p> <p style="text-align: right;">一般財団法人足立区観光交流協会、産業振興課</p>

日の記入がなかった。

観光交流協会から事情を聴取したところ、検査は確実に実施しており、検査員は総務課長が担っているとのことだったが、その事実が関係書類から確認できないため、検査手続きの過程が分るよう改善を要望する。

一般財団法人足立区観光交流協会